

## 法令順守等

別紙19

### 8 法令遵守等

[入力方法]措置内容の該当する項目に「レ」印を、適応事例に「○」印を記入する。

総括監督員

措 置 内 容	点 数	加 減 点
1 入札参加停止3月以上	-20	
2 入札参加停止2月以上3月未満	-15	
3 入札参加停止1月以上2月未満	-13	
4 入札参加停止2週間以上1月未満	-10	
5 文書注意	-8	
6 監督員の書面による注意	-5	
7 工事関係者の事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等は軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処理した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-3	
8-1 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等（不履行の評価項目が2項目以上の場合）	-10	
8-2 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等（不履行の評価項目が1項目の場合）	-5	
9 該当項目なし	0	

- 本評価項目（8 法令遵守等）で評価する事例は「工事の施工にあたり、工事関係者が別紙20の適応事例に該当し上表の措置があった」場合に適用する。
- 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- 「工事関係者」とは、工事の施工にあたり工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明者、請負会社の現場従事職員及び工事を施工するために下請け契約し、従事するものに限定する。
- 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8-1及び8-2により工事成績評定点を減ずる。

別紙20

### 適応事例

総括監督員

適 応 事 例
1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。
3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題等があり、送検等された。
4 「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明した。
5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
6 建設業法に違反する事実が判明した。（例 一括下請、技術者の専任違反等）
7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10 下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受入、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14 安全管理の処分が不適切だったために、死傷者を生じさせた工事関係者の事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15 施工体制台帳、施工体系図が不備で監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16 工事関係車両及び建設機械等で不正軽油を使用している事実が判明した。
17 その他（理由）